

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (勅令第51) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アフガニスタン	アフガニスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とアフガニスタンとの間の交換公文	アフガニスタンの経済の構造改革努力推進及び債務問題を含むアフガニスタンの経済に関するため、両政府の関係当局が合意すること。購入するための資金を贈与すること。	2,600,000千円 -----	H18.3.18 カブール で (同日)	日本側 奥田紀宏在アフガニスタン大使 アフガニスタン側 ヲフムード・サイカル外務副大	H18.4.3 172号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。